⑷　本工事は、段階選抜方式における一次審査に係る申請書（以下「申請書」という。）及び段階選抜方式における一次審査に係る確認資料（以下「確認資料」という。）を提出した者のうち、一次審査の審査評価点合計が上位の者に限り、二次審査に必要な書面の提出を求める段階選抜方式の試行工事である。

2　入札参加者に要求される資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）におけるプレストレスト・コンクリート工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成10年度以降に元請けとして、次のㇷ゚から㋓に掲げる基準をすべて満たす工事を施工した実績を有すること。なお、ㇷ゚から㋓の工事は同一橋梁であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない））。

なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。経常建設共同企業体にあっては、いずれかの構成員が、平成10年度以降に元請けとして下記に示す同種の工事を施工した実績を有すること。

ㇷ゚　道路橋（ＴＬ－20以上のものとする。）又は、鉄道橋（モノレール及び新交通システムに関するものを除く。）の工事。

㋑　橋梁形式がＰＣ連続橋であること。

㋒　最大支間長が、80m以上の工事

㋓　最大支間長が、片持式架設工法の工事

⑸　技術提案（以下「技術提案書」という）が発注者の設定している標準案と同等以上であること。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、主任技術者の場合は、下記に示す資格を有する者でなければならない。

・「建設業法第７条２号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。（建設業法施行規則第７条の三及び国交省告示1424号（平成17年12月16日）参照）

②　上記⑸に掲げる工事の経験を有する者であること。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

③　当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあっては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　申請書及び確認資料（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連ある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価落札方式に関する事項

⑴　段階選抜による総合評価落札方式　本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。

①　提出された資料により、下記１）に示す一次審査を実施し入札者を指名する。

②　指名された者によって提出された技術提案書により、下記２）に示す二次審査を実施する。

③　当該工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を付与する。

④　下記⑵㋑の技術提案により最大40点の加算点を与える。

⑤　下記⑵ㇷ゚の評価項目について、入札説明書で定めるところにより施工体制評価点を最大30点与える。

⑥　一次審査及び二次審査の結果により付与された標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記している。

１）一次審査　以下の項目ㇷ゚から㋓における審査評価点合計の上位10者を指名する。なお、10位目の審査評価点を得た者が複数いる場合においては、企業の能力に関する事項が上位の者を指名することとする。ただし、２⑴から⑿の要件を満たす入札参加希望者が10者以下であった場合においては、すべての入札参加希望者を指名する。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、中部地方整備局総合評価審査委員会における審査の結果、２⑷の同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、10者に追加して指名する。

ㇷ゚　技術者の能力に関する事項

㋑　企業の能力に関する事項

※最大30点の審査評価点とする。

２）二次審査　指名された者から提出された技術提案書を審査する。加算点評価項目は、下記⑵に示すとおりとする。

⑵　施工体制評価点及び加算点評価項目と審査項目

評価及び審査項目：以下に示す項目を評価又は審査項目とする。

ㇷ゚　施工体制（品質確保の実効性・施工体制確保の確実性）

㋑　性能等の評価に関する事項

（i）　工事目的物の性能・機能（耐久性）の技術提案に関する事項

・「ＰＣ箱桁の品質向上対策」について

※ㇷ゚の項目で最大30点、㋑の項目で最大40点の加算点とする。ただし、㋑については、技術者ヒアリングを実施し、その結果を評価に反映する。

⑶　落札者の決定　入札参加者は価格をもって入札する。標準点に施工体制評価点及び加算点を加えた点数をその入札価格で除して評価値（評価値＝{（標準点＋施工体制評価点＋加算点）／（入札価格）}）を算出する。なお、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

①　入札価格が予定価格の制限範囲内であること。

②　提案が最低限の要求要件（標準案）同等程度の内容を含みそれ以上であること。

③　評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

なお、標準点、施工体制評価点及び加算点の詳細事項については、入札説明書に記載する。

4　入札手続等

⑴　担当部局　〒460―8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目５番１号名古屋合同庁舎第二号館　中部地方整備局総務部契約課契約第一係　電話052―953―8138（直通）

⑵　入札説明書等の交付期間、場所及び方法

入札参加希望者には、「電子入札システム」又は入札情報サービス（ＰＰＩ）に掲載した入札説明書をダウンロードすることにより入札説明書を交付する。

入札情報サービスＵＲＬ：
http://www.ippi.jp/ippi/SearchServices/web/Koji/Kokoku/Search.aspx

入札説明書の交付期間：別表１．①のとおり

なお、技術提案書作成についての参考資料や入札の見積りに必要な別冊図面及び仕様書等は、「電子入札システム」により交付する。